

小田原市監査委員公表第12号

令和8年6月22日付けで提出された小田原市職員措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年8月28日

小田原市監査委員	近	藤	正	道
小田原市監査委員	山	崎	佐	俊
小田原市監査委員	武	松		忠

監 査 の 結 果

第 1 監査の結果

本件請求のうち、令和 7 年 7 月 22 日から同月 28 日までに小田原市長及び随行職員 2 名（以下「市長ほか 2 名」という。）が実施したモルディブ共和国訪問（以下「本件訪問」という。）に関わる一切の経費並びに訪問後に作成した報告書及び動画による報告の制作経費（以下「報告書等制作経費」という。）について、市長ほか 2 名に対し連帯して損害賠償を求める件については、請求に理由がないことから、これを棄却し、その余の請求については、住民監査請求の要件を欠いていることから、これらを却下する。

第 2 請求の内容

1 請求人の住所及び氏名

住所 小田原市（省略）

氏名 （省略）

2 請求書が提出された日

令和 8 年 6 月 22 日

3 本件請求の要旨

令和 8 年 6 月 22 日に提出された「小田原市職員措置請求書」及び令和 8 年 7 月 13 日に実施した「請求人の陳述」を総合すると、請求人が主張する違法若しくは不当な財務会計上の行為、その理由及び求める措置の要旨は、以下のとおりである。

請求 1 モルディブ共和国親善交流事業費（以下「本件事業費」という。）のうち、本件訪問に係る経費の支出は、次の理由により不当な公金の支出であることから、市長ほか 2 名が連帯して損害賠償することを求める。

- (1) 小田原市（以下「市」という。）が、本件事業費を令和 6 年度 3 月補正予算（以下「3 月補正予算」という。）に計上すると同時に、その全額を繰越明許費補正としたことは違法な手続である。
- (2) 3 月補正予算の提案時点において、市がモルディブ共和国から独立 60 周年記念式典（以下「独立記念式典」という。）参加等の招待を受けたことの裏付けが確認できないことから、本件訪問を独立記念式典に合わせる根拠は存在していなかった。
- (3) 令和 7 年 6 月 12 日付けのモルディブ共和国都市・地方自治・公共事業省副大臣からの招待状には、モルディブ共和国からの招待、独立記念式典への参加についての言及は一切なく、独立記念式典の前日に市長ほか 2 名が入手した招待状は無

記名のものだった。

- (4) 3月補正予算提案時の市の説明と異なり、本件訪問は経済界等の関係者や議長又は議員が同行しておらず、市民交流とはいえない。本件訪問は、行政的視察あるいは市長の個人的な興味のために実施されたものであり、事業の目的に合致しない。

請求2 市が本件訪問後に作成した報告書及び動画のうちモルディブの実情に関する情報は、国内でも入手できたはずである。その報告に関わる経費の支出は不当な公金の支出であることから、報告書等制作経費について、市長ほか2名が連帯して損害賠償することを求める。

請求3 今後、本件訪問の返礼としてフォームラク市からの視察団を受け入れる場合は、それに関わる支出は市の損害となることから、その経費を市長ほか2名が連帯して負担することを求める。

第3 監査の結果を決定した理由

1 監査の対象としなかった事項及びその理由

本件請求の内、請求3については、監査の対象としなかった。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項は、「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるべきことを請求することができる。」と定めており、未だ行われていない財務会計上の行為については、当該行為がなされることが相当の確実性を持って予測される場合には、これを対象として住民監査請求をすることができると解されている（大分地裁平成11年9月20日判決参照）。

したがって、現時点でフォームラク市からの視察団の訪問の予定は示されておらず、市に損害は発生していないため、住民監査請求の要件を欠いている。

2 監査の対象とした事項

本件請求のうち、請求1及び2を監査対象とし、以下の視点で監査を実施した。

- (1) 本件事業費の全額を繰越明許費としたことに違法性はあるか
- (2) 本件訪問の実施に係る長の判断に裁量権の濫用又は逸脱はあったか
- (3) 報告書等制作経費の支出は不当な公金の支出に当たるか

3 監査の経過

令和8年6月22日に請求人から小田原市職員措置請求書が提出されたことから、次の

経緯を踏まえて監査を実施した。

- (1) 令和 8 年 7 月 13 日、法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人から委任を受けた代理人が陳述を行った。この陳述には、同条第 8 項の規定により文化部副部長ほか関係職員が立ち会った。
- (2) 令和 8 年 7 月 13 日、法第 199 条第 8 項の規定により、文化部長、文化部副部長、文化部文化政策課長ほか関係職員から事情聴取を行った。この聴取には、法第 242 条第 8 項の規定により請求人が立ち会った。

4 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人（代理人）の陳述、市からの提出書面及び関係職員の事情聴取並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めた。

- (1) 本件訪問等に係る主な経緯は次のとおりである。

令和 7 年 1 月 14 日	在日モルディブ共和国臨時代理大使（以下「臨時代理大使」という。）がフォームラク市からの招待状を持参し、市を訪問した
令和 7 年 1 月 25 日	市が開催した国際シンポジウムにおいて、臨時代理大使から市長に直接独立記念式典への出席依頼があった
令和 7 年 2 月 14 日	小田原市議会 3 月定例会において、本件事業費の補正予算が提案された
令和 7 年 2 月 27 日	3 月補正予算が原案どおり可決された
令和 7 年 6 月 12 日	文化部長からモルディブ共和国大使あてに、本件訪問に関する市長への公式招待状の要請文書を送付した
令和 7 年 6 月 16 日	臨時代理大使が令和 7 年 6 月 12 日付けのモルディブ共和国都市・地方自治・公共事業省副大臣からの招待状を持参し、市を訪問した
	小田原市議会議長から市長あてに、モルディブ共和国親善交流事業への参加の辞退について書面で通知があった
令和 7 年 7 月 9 日	経済団体の本件訪問参加予定者が体調不良により参加できない旨の連絡があった
令和 7 年 7 月 15 日	モルディブ共和国都市・地方自治・公共事業省副大臣から小田原市訪問団行程案がメールで届いた
令和 7 年 7 月 22 日	市長ほか 2 名によるモルディブ共和国訪問
令和 7 年 7 月 23 日	モルディブ共和国へ出発
	モルディブ政府職員及び日本国大使職員と昼食 フォームラク市長らと懇談

		フォームラク市による歓迎夕食会
令和 7 年 7 月 24 日		フォームラク市長及び市議会議員らと意見交換 フォームラク市内を視察 地元の高校生と意見交換 フォームラク市職員らと昼食 フォームラク港発の漁業体験
令和 7 年 7 月 25 日		マレ島、ビリンギリ島を視察 日本国大使館職員らと会食 (市長ほか 2 名それぞれの氏名の記載がある封筒に入れた 独立 60 周年国旗掲揚式及び独立記念式典の招待状を手渡 される) 元駐日モルディブ共和国大使 (元外務担当国務大臣) らと 夕食
令和 7 年 7 月 26 日		独立 60 周年国旗掲揚式及び独立記念式典に参列 (モルディブ共和国大統領へ拝謁) モルディブ共和国外務省局長と意見交換 モルディブ共和国外務大臣主催の昼食会に出席 (外務大臣政務官、日本国大使らが同席) フルマーレ島を視察
令和 7 年 7 月 27 日		ビリンギリ島を視察 モルディブ共和国を出国
令和 7 年 7 月 28 日		帰国
令和 7 年 12 月 1 日	本件訪問に係る報告書及び動画を市のホームページで公開	

5 監査委員の判断

(1) 本件事業費の全額を繰越明許費としたことに違法性はあるか

ア 監査委員が違法又は不当であるか否かを判断する事項について

請求人は、本件事業費を 3 月補正予算に計上すると同時に、その全額を繰越明許費補正としたことは、法第 213 条及び第 220 条を潜脱する違法な手続であり、単年度予算の原則に違反すると主張している。

そこで、本件事業費の全額を繰越明許費としたことに違法性はあるかを判断する。

イ 判断

本件事業費については、令和 7 年 1 月 25 日に市が開催した国際シンポジウムに出席した臨時代理大使から、市長が直接、独立記念式典へ招待されたことを受け、渡航

準備等に係る経費を早急に確保する必要が生じたことから、小田原市議会令和7年3月定例会において3月補正予算が提案されたものである。

繰越明許費については、法第213条第1項において、「歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。」と定められている。

繰越使用が認められるものは、「その性質上年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」と「予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるもの」の二者で、あらかじめ年度内に経費を使用し終わらないおそれがあることが予想されるものについて、予算の定めるところにより繰り越すものであり、その予想の中には、全然未使用の場合も入ると解されている。

したがって、本件事業費を3月補正予算に計上し、その全額を繰越明許費としたことは、違法とはいえない。

また、請求人が主張する「単年度予算の原則」は、法第208条第2項において「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」と定める会計年度独立の原則又は同法第211条第1項において「普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない」と定める予算の単年度主義のいずれかを指すと考えられる。しかしながら、繰越明許費は、会計年度独立の原則を貫徹することがかえって不利又は不経済な事態を招来することもあるため、その例外として設けられている制度であり、上記のように適法な手続を行っていることから、請求人の主張には理由がない。

なお、法第220条は、予算の執行及び事故繰越しについて定めたものであり、本件はこれに違反しているとは認められない。

(2) 本件訪問の実施に係る長の判断に裁量権の濫用又は逸脱はあったか

ア 監査委員が違法又は不当であるか否かを判断する事項について

請求人は、市がモルディブ共和国から独立記念式典への参加等の招待を受けたことの裏付けが示されておらず、事後的にも確認できないことから、独立記念式典に合わせて本件訪問をしたことは不当であると主張している。

また、市民の代表である経済界関係者や議長等が参加していない本件訪問は行政的視察あるいは市長の個人的な興味のために実施されたものであり、事業の目的に合致しないと主張している。

そこで、本件訪問の実施に係る長の判断に裁量権の濫用又は逸脱はあったかを判断する。

イ 判断

一般に、行政機関による裁量権の行使に当たっては、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等によりその判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等によりその判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかであると認められる場合に限り、その判断が裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものとして違法であるとする事ができる（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決参照）。

これを踏まえ、請求人の主張に対し検討を加える。

まず、本件事業費の3月補正予算の提案については、本監査に当たり市から提出された資料及び関係職員への事情聴取により、市が令和7年1月14日にフォームラク市からの招待状を受け取っていること、令和7年1月25日に開催した国際シンポジウムの際、市長が臨時代理大使から直接独立記念式典への招待を受けたことを確認した。

次に、3月補正予算提案時における厚生文教常任委員会の資料を確認すると、事業概要は「関係者と意見交換や交流をするとともに、今後の交流や都市間連携の可能性（市民交流や気候変動対策、環境、観光、経済など）を調査・検討する」ものと記載されており、訪問の目的は市民交流そのものではないことが読み取れる。また、この時点においては、市議会及び経済団体関係者が参加する予定との説明であったが、その後、市議会が本件訪問への参加を辞退し、経済団体関係者は都合により渡航の約2週間前に参加できなくなったことから、結果として行政職員のみで訪問することとなったとのことである。そして、市長に随行したのは文化部及び環境部の職員であり、いずれも事業概要において調査、検討するとしていた市民交流や気候変動対策の分野を所管する部局の職員である。

次に、請求人は本件訪問が市長の個人的な興味のために実施されたと主張しているが、その事実を証する書面の提示はなかった。市が作成した報告書及び動画を見る限り、視察先はフォームラク市及び独立記念式典開催地であるマレ市にとどまっており、現地での行動も、3月補正予算提案時の事業内容から逸脱している様子は見受けられなかった。

以上のことから、本件訪問の実施に係る長の判断は妥当性を欠くものとはいえず、裁量権の逸脱又は濫用には当たらないため、請求人の主張には理由がない。

(3) 報告書等制作経費の支出は不当な公金の支出に当たるか

ア 監査委員が違法又は不当であるか否かを判断する事項について

請求人は、報告書及び動画の内容のうち、モルディブの実情に関する記述については、ほとんどが参考図書の書き写しであり、国内でも入手できたはずであることから、報告書等制作経費の支出は不当な公金の支出といえると主張している。

そこで、当該経費の支出が不当な公金の支出に当たるかどうかを判断する。

イ 判断

本監査に当たり市から提出された資料及び関係職員への事情聴取により、報告書及び動画は職員が作成したものであり、委託料等の支出はなかったことを確認した。

また、市は、関係職員への事情聴取において、「現地に行くことで知り得た、暮らし、文化、生活環境の情報を得たことや、幅広い視点で訪問できたことは、今後の交流を考える上で、大きな成果であったと考えている」と説明しており、報告書及び動画では現地での政府関係者、地元の高校生等との意見交換や視察等の内容、それに対する見解等も報告されている。

よって、当該経費の支出は不当な公金の支出には当たらず、請求人の主張には理由がない。

参考

・小田原市職員措置請求書

添付省略